

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 22 条第 1 項に基づく
報告について

1 事案の概要

大阪港湾局（以下「所管所属」という。）の所管する株式会社大阪港トランスポートシステム（以下「OTS」という。）が、大阪市を普通退職した者を従業員として採用し、当該従業員が定年退職を迎えたため、雇用条件に基づき退職金を支給した。

2 経過

- ・ OTS は、当該従業員に退職金を支給する旨の労働条件通知書を交付し、平成 23 年 4 月 1 日に従業員として採用した。
- ・ 当時の大阪市職員の再就職制度では、大阪市退職者の外郭団体等への再就職等に関するガイドライン（平成 18 年 6 月 5 日市長決定）において、「一般職員としての再就職に関して退職金は廃止すること」と定めていた。
- ・ OTS の就業規則において「市 OB 等社員へは、退職金を支給しない」としているところ、市 OB 等社員については、「定年退職（早期退職を含む）した大阪市の職員」と定めており、大阪市を普通退職した従業員には退職金を支給できる規定であった。
- ・ 所管所属は、OTS から、当該従業員が令和 6 年 5 月末で定年退職を迎えるにあたり、雇用条件に基づき退職金を支給予定である旨の報告を受けた。所管所属において、採用当時の状況を確認したが、大阪市との雇用条件の協議等に係る経緯は不明であった。
- ・ OTS が、労働条件通知書に記載された雇用条件に反する退職金の不支給について顧問弁護士に相談したところ、当該従業員より退職金の不支給について訴訟提起された場合、確実に敗訴するとの回答があったことから、退職金を支給せざるを得ないものとして認識しているとのことであった。
- ・ また、所管所属においても退職金の支給に関して複数の弁護士に相談したが、退職金を不支給とした場合、係争となれば敗訴する可能性が高く、支給せざるを得ないとの見解であった。
- ・ しかしながら、当該従業員への退職金の支給は、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程（以下「退職者指針規程」という。）第 4 条第 8 項に抵触することから、所管所属は OTS に対して、退職者指針規程等を踏まえて適切に判断するよう依頼した。
- ・ その後、所管所属が OTS に対応状況を確認したところ、令和 6 年 6 月末日付けで退職金を支給したことを確認したため、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 22 条第 1 項第 2 号に基づき、所管所属から総務局へ報告があった。

3 再発防止策

所管所属から OTS に対し、就業規則を改正し、退職者指針規程に沿った雇用条件で雇用するよう指導する。

大阪市退職者の外郭団体等への再就職等に関するガイドライン等について

◎ガイドライン

大阪市退職者の外郭団体等への再就職等に関するガイドライン

◎要綱

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱

◎退職者指針規程

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程

